

斯クテ本病予防上ノ完璧ヲ期スハ当然
 コレテ亦規定ノ本旨ナリ
 然レ一方辭テ之ガ経費ニ付町政ノ
 資情ヲ考慮スル時事変下ニ於ケル各
 種ノ銃後施設ヲ始トシ其他不止得先
 多事業ノ運云々憂慮致シ居ル現況ニ相
 茲、於テ記條件ヲ付シテテリア
 患者、限リ從前通り自宅療養ノ件
 何卒御認容ヲ相得度ニ及請願
 候

從前本郡各町村共法定傳染病中「ジ
 フテリア」患者ハ傳染病予防法施行
 手續第七條ニ依リ所轄警察署
 長殿へ御協議承認ヲ得警察署
 院隔離病舎以外ノ場所即チ主ト
 シテ自宅ニ於テ全部其ノ療養ヲセ
 ムタリ
 然ルニ去ル六月十五日付衛第九四一號警
 察部長殿ヨリ「自後患者發生ノ場警
 ハ必ス之ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ收
 容スル様トノ御用牒ニ接シ候

②⑧ 「ジフテリア」患者自宅療養方請願

昭和 15 年 (1940 年)

主に自宅療養とされていたジフテリア患者につ
 いて、伝染病院又は隔離病舎での療養へ変更となっ
 たことに対して、吾妻郡町村長 14 名が財政上の理
 由から自宅療養に戻すよう群馬県知事に請願した
 陳情書 (日付は昭和 14 年 7 月 20 日) です。当時は
 昭和 12 年 (1937 年) に始まった日中戦争が泥沼化
 しており、町村の財政は厳しい状況におかれていま
 した。

ジフテリア・・・主に気道の分泌物により移り、喉などに感染して毒素
 を放出します。重篤化や死亡することもあります。
 (厚生労働省 HP より)

遂ニ発生ナリハ全羅北道ノミトナリ患者ハ初発以來一
 一。名ニ及ビ今日高日々ニ名内外発生シワアル状
 况ナリ而シテ本年内地各府縣ニ散発セル患者ノ大部分
 ガ朝鮮系統ニ出ツルニ鑑ミ同方面トノ交通関係者ニ對
 レテハ特ニ充分警戒ヲ加フルハ勿論也尙分ノ間朝鮮方
 面ノ旅行者ニ對シテハ出発前必ス種痘ヲ受ケレド証明
 証ヲ所持セシムル採取計ヲハレ度

群馬県 回請月報

(七)

各警察署長へ指示案
 衛茅一六三號
 年 月 日
 部長
 朝鮮旅行者ニ對シ種痘励行方ノ件
 朝鮮ニ於ケル痘瘡患者ハ近年工月中咸鏡道咸興府
 内ニ爆發的發生ヲ見再來其ノ流行地域ハ逐次拡大シ

第月	昭和十五年	二月	二十一日	發議
日附	警察部長	衛生課長	課僚	
類編	警察部	衛生課	小島防疫課	
目算	衛生課長	課僚		
日受領	衛生課長	課僚		
淨書	衛生課長	課僚		
校合	衛生課長	課僚		
發送	衛生課長	課僚		
年保存	衛生課長	課僚		
課長	衛生課長	課僚		
月	衛生課長	課僚		
日	衛生課長	課僚		

㊸朝鮮旅行者に対し種痘励行の件

昭和 15 年 (1940 年)

咸鏡道咸興府(朝鮮半島東北部)で発生した痘瘡とうそうの流行拡大に対し、県では厚生省指示の下、朝鮮半島への旅行者へ出発前に種痘を必ず受け、接種証明書を所持するよう各警察署へ指示しました。

痘瘡・・・高熱を發し、悪寒・頭痛・腰痛を伴い、解熱後、主として發疹を生じ、後に痘痕(あばた)を残す。天然痘。(広辞苑より)